総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第59号「鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る9月26日に委員会を開催し、慎重審査いたしま した結果、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。 以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第59号 鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でありますが、理事者からは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもので、育児を行う職員が「子」を養育することを理由として、一定の条件下におで、深夜勤務・時間外勤務の制限を請求することができる制度の中ででの「子」の範囲を拡大するものでした。具体的には法律上の親子関係の成立に係る監護を職員が現に行う者、また、児童福祉法の規定におり、養子縁組里親である職員に委託されている児童等、その時点においては法律上の親子関係にはあたらないものの、養子縁組等の手続きを経て、将来的には親子関係を成立させるべく努めている過程にある「子」も含まれることとなったとの説明を受けました。

委員からは、近年は晩婚化が進み、実子に恵まれない中、子育てをしたい、社会に貢献をしたいなどの理由から特別養子縁組や養子縁組 里親を希望する方も多くなっている。こういう取り組みは子育てをし やすくなることにつながるのでは。との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜ります ようお願い申し上げます。